

○ 財務省令平成二十三年四月一日第百七十三号
件等を次回の四年とおり告示する。昭和五十七年大藏省告示第百七十三号に關する。

一 条 平成二十三年四月一日
二 号 平成二十四年五月十日告示第百七十三号
三 号 平成二十三年四月一日
四 行方 法名稱及び記述
五 発行方法
六 用振替の法律及法項及び根柢記述

札格競とて価のし定あ争争う札価振の以律社条九特十利付
で競争す得格決、めつ入入。へ格替適下へ平債第年別一付
あ争入るらを定価らて札札に以を機用「振替法」^{（昭和五十七年大藏省告示第百七十三号）}に開示する。
つ入札もれ募を格られ、と發行による価に付けるものとし。
て札發のる入受競た格に付けるものとし。
、と行に価額け争利率競争行い（以下「振替法」という。）
財同「よ格にた入率競争行い（以下「振替法」という。）
務時「と各札を申にそ札れ。」
大に「い發そり申にそ札れ。」
臣行「う行の加込おのにる、「札わる。」
がわ「以發重みいの利お入価値とる。」
各れ及「行平のて利お入価値とる。」
国るび「価均應募率い札格競とい入
債入価非格し募入とてで競競とい入

| 七 払 込 金 額 | ハ ロ イ 発 | 六 入 札 格 行 争 競 I 加 場 | ハ ロ イ 行 争 非 者 特 国 札 格 行 争 競 I 加 場 | 五 方 募 入 札 格 行 争 競 I 加 場 |
|---|---|--|---|--|
| 行 争 非 者 特 国 | 札 非 | 入 価 | 行 争 非 者 特 国 札 非 | 入 価 法 入 |
| 入 価 ・ 別 債 | 發 競 | 札 格 行 | 入 価 ・ 別 債 發 競 | 札 格 決 |
| 札 格 第 參 市 | 行 争 | 發 競 | 札 格 第 參 市 行 争 | 發 競 定 |
| 發 競 I 加 場 | 入 | 行 争 額 | 發 競 I 加 場 入 | 行 争 の |
| でた条特でた条特でた条特 千利第別五利第別二利第別 九付一會十付一會兆付一會 百国項計四国項計九国項計 八債のに億債のに百債のに 十に規関九に規関五に規関 四つ定す千つ定す十つ定す 億いにる百いにる五いにる 円て基法万て基法億て基法 、づ律円、づ律円、づ律 額き第額き第額き第 面発四面発四面発四 金行十金行十金行十 額し六額し六額し六 | 込募各割各当も各 み限國り申ての申 の度債當込るか込 応額市てみ。らみ 募の場るのその 額範特。応のう を囲別募応ち 割内參額募応 りに加を額募 当お者案を価 ていご分順格 るてとに次の 。各のよ割高 申応りりい | 非下額市 価一を場 格国定特 競債め別 争市る參 入場も加 札特の者 発別にご 行參よと 「加るに と者發応 い・行募 う第へ限 。I以度 | | |

十
十
三
二

十
十
イ
一
發

九
八

ハ
ロ
イ

の 経 利 発 競 I 加 場 び 札 非
払 過 行 争 非 者 特 国 發 競
込 利 入 価 · 別 債 行 争
み 子 率 札 格 第 参 市 及 入

入 価 發
札 格 行 行
發 競 価
行 争 格 日

振 額 最
替 低 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価
額 入 価 · 別 債 發 競 札 格
单 面 札 格 第 参 市 行 争 發 競
位 金 發 競 I 加 場 入 行 争

(一) 年
式 は 一
に 、 募 ·
よ 払 入 ○
り 込 決 パ
算 金 定 ト
出 額 の セ
し に 通 ン
た 加 知 ト
金 え を
額 、 受
を 次 け
第 の た
二 算 者

十 額 格 十 額 平 す 額 の 振 五 千 百 五 二
三 面 二 面 成 る の 記 替 万 圓 九 十 兆
錢 金 錢 金 二 ° 整 載 法 円 百 四 九
額 以 額 十 数 又 の 八 億 百
百 上 百 四 倍 は 規 十 八 四
円 の 円 年 の 記 定 二 千
に そ に 四 金 錄 に 七 億 一
つ れ つ 月 額 は よ 六 百 億
き ぞ き 六 に 、 る 千 十 九
九 れ 九 日 よ 最 振 百 五 百
十 の 十 る 低 替 十 万 九
九 応 九 も 額 口 六 千 万
円 円 募 円 の 面 座 万 圓
九 価 九 と 金 簿 三

十六

十五

償
還
期
限

後 第
の 二
利 期
限 予 以

平利てを毎
成子、支年
三をそ払三
十支の期月
四払日と二
年う以し十
三。前、日
月六各及
月支び
間払九
に期月
属に二
すお十
るい日

十四

初
期
利
子

規下は期た期平
額面金額× $\frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}$
定、が金と成控得は出に住時額金にの口るに
す次そ銀額し二除税外しは者にへ額よに座も係發
る号の行を、十すの国た、又おたにりつにのる行
期及翌休支次四る税法金前はいだ百算い記と所時
日び當業払の年ことが
に第業日う算九とが
つ十日に式月が
い六にたに二で
て号支當だよ十
同に払たしり日
じとうる、算を
。いへと支出支
。て以き払し払

(二)

十号に規定する。期日
むものとする。期日
額面金額の総額× $\frac{1.0}{100} \times \frac{17}{365}$
に払い込

二十九十八七

払者入払元償
込札場利還
期參所金金
日加支額

平財日額
成務本面
二十大臣銀金行額
四年から百円につき百円
四月通知を受けた者
六日